

令和5年度 補助金等ヒアリングシート

基本情報		番号	課・係名	交通政策課 地域交通係	補助開始年度	平成21年度
補助金等の名称		路線バス運行対策費補助金				
交付要綱等の名称		①印西市路線バス（六合路線、宗像路線、印旛学園線）運行事業補助金 ②小林駅、印西牧の原駅間乗合バス運行補助金交付要綱				
		終了年限の有無 （無）				
要綱に規定する 交付対象		①六合路線、宗像路線、印旛学園線の事業主体であるバス運行事業者 ②小林駅から印西牧の原駅及びその周辺区域までの区間において乗り合いバスを運行する事業者				
根拠となる 市の計画等名		印西市総合計画、印西市地域公共交通計画				
補助制度内容 (下部組織等の 配分も明記)		1. 国補助 2. 県補助 ③. 単独 4. 市単独上乗せ				

団体に補助 している場合記入 ⇒ ※個人に補助して いる場合は不要	団体名 (複数ある場合、団体ごとに別葉とする。)	設立年月日	構成人数
	市から補助を受けていない市内類似団体の有無（有・無）		

決算の状況		※団体への補助は上記の団体ごとに、個人への補助は合計値を記入してください。			
		令和3年度決算額	令和4年度決算額	令和5年度予算額	
歳入	市補助金	45,876,557	47,036,854	60,471,000	
	内訳	国庫補助金			
		県補助金			
		その他			
		一般財源			
	会費				
	事業収入	20,637,614	22,609,559	21,631,000	
	その他				
合計	66,514,171	69,646,413	82,102,000		
歳出	人件費				
	事務費				
	事業費	66,514,171	69,646,413	82,102,000	
	その他				
	合計	66,514,171	69,646,413	82,102,000	
翌年度繰越金		0	0	0	

近隣市の状況

※補助を行っていない場合は、「なし」と記入してください。

	補助率（定額補助の場合はその額）	補助上限額
成田市	運行経費から運賃収入を除いた、赤字補填	全額
佐倉市	運行経費から運賃収入を除いた、赤字補填	2/3
四街道市	運行経費から運賃収入を除いた、赤字補填	上限額500万円
八街市	運行経費から運賃収入を除いた、赤字補填	1/3
富里市	-	-
白井市	-	-

担当課としての該当の補助事業への評価

↓該当するものに○

経費的な観点	会計処理及び使途が適切である。	○
	【団体補助のみ回答】 決算において繰越金・余剰金が補助金等額を超えていない。	
	他市の同種、同類の補助金等と比較して補助率や金額が突出していない。	○
	形式的、習慣的な補助ではなく、補助対象事業の内容等が明確であり、補助金等の使途が曖昧ではない。	○
形態的な観点	同一目的、類似事業がなく、整理統合することが適切ではない。	○
	補助制度以外の方式に切り替えることが困難なもの。	○
	市の直接経費として計上することが適切ではない。	○
団体運営費	【団体補助のみ回答】 団体等が事業効果の向上に努力している。	
	【団体補助のみ回答】 交際費、慶弔費、懇親会等の飲食代に対して交付していない。	
	【団体補助のみ回答】 直接事業に係わらない視察旅行(慰労的)に対して交付していない。	
	【団体補助のみ回答】 団体経費の大半が運営費ではない。	
	【団体補助のみ回答】 決算額に対して会議費等の割合が高くない。	
	【団体補助のみ回答】 会費を徴収している等、自主財源の確保に努めている。	
	【団体補助のみ回答】 自主運営に移行する努力を行っている。	

補助の状況	
※補助金等について、できるだけ具体的に記入してください。	
分類	質問事項
目的 必要性	①補助事業の目的について記入してください。 地域の生活を支えるバス路線を維持・確保を図るものである。
必要性	②令和5年度の予算計上の積算根拠について記入してください。また、補助率が2分の1を超える場合は必要な理由を記入してください。 ・路線バスの各運行ルート（4路線）の基本輸送原価から運賃収入等を減じた額。 運行経費82,102,000円-運賃収入21,631,000円=60,471,000円 ・路線バスは市民にとって必要な交通手段であり、効率的な運営を行っても、自助努力では賄いきれない部分は市が補助金を支出して路線の維持が必要である。
必要性	③過去4年間の決算額と補助対象の件数の合計数を記入してください。 【令和4年度】47,036,854円 4路線、【令和3年度】45,876,557円 4路線 【令和2年度】48,094,788円 4路線、【令和元年度】37,276,766円 4路線
公益性	④市としてどの分野で公益性があるか選択してください。また、できるだけ具体的に、受益者が特定の者に偏らず、広く市民にいきわたっている点を記入してください。 公益性のある分野（ブルダウン） 市民の安全で安心な生活に寄与するもの 路線バスは市民にとって必要な交通手段であり、効率的な運営を行っても、自助努力では賄いきれない部分は市が補助金を支出して路線の維持が必要である。
公益性	⑤補助事業により達成できている効果をできるだけ詳細に記入してください。（市の計画に基づく場合は、関連させて記入してください。数値化できるものは数値化してください。） 市の基本構想の基本施策の1つである、「自然と都市が調和する快適で人にやさしいまちをつくります」及び基本計画の目指す姿の1つである「公共交通ネットワークを利用して、便利で気軽に移動できるまちを目指します。」に合致し、公共交通の利便性向上に努めている。
将来性	⑥今後の補助事業についてより効果を高める（行政事務の効率化、公益性の向上などの観点からでも）ために検討していることがあれば記入してください。 ・路線バスに関するご意見やご要望をいただいた際には、都度、運行事業者へ伝え、情報の共有に努めるとともに、利便性向上に向けた、ルート変更、時刻等、運行事業者が必要に応じ、行っている。
将来性	⑦【交付対象が1件の場合記入】事業を委託にできるか記入してください。委託可能な場合は、必要な検討事項。委託不可の場合は理由を記入してください。
将来性	⑧【平成30年度の補助金等評価委員会の対象の場合記入】前回の評価委員会の判定を受けてから、見直しや改善をした点を記入してください。
その他	⑨現在の補助事業について課題があれば記入してください。 ・地域における、路線バスをはじめとする公共交通は、高齢者や運転免許証の返納者など、特に交通弱者といわれる方にとっては非常に重要性が増している一方で、燃料価格の高騰や運転手不足など、公共交通を取り巻く環境は非常に厳しい状況であり、課題として捉えている。
今後の方向性	①. 拡大して継続 2. 現状維持で継続 3. 縮小して継続 4. 整理統合 5. 廃止
方向性についての理由	地域の生活を支えるバス路線を維持・確保は市民ニーズが高く、高齢化が進む今後においても、必要不可欠な事業である

印西市路線バス(六合路線、宗像路線、印旛学園線)運行事業補助金交付要綱(平成22年3月17日告示第94号)

最終改正:

改正内容:平成22年3月17日告示第94号[平成22年3月17日]

○印西市路線バス(六合路線、宗像路線、印旛学園線)運行事業補助金交付要綱

平成22年3月17日告示第94号

印西市路線バス(六合路線、宗像路線、印旛学園線)運行事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の公共公益施設及び周辺鉄道駅への交通手段を確保し、市民の利便性の向上を図るため、印西市路線バス(六合路線、宗像路線、印旛学園線)(以下「路線バス」という。)の事業主体であるバス運行事業者(以下「バス運行事業者」という。)に対し、印西市補助金等交付規則(昭和53年規則第6号。以下「規則」という。)に基づき補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助の対象となる事業は、路線バスの運行に関する協定書によりバス運行事業者が行う事業とする。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、路線バスの各運行ルートの基本輸送原価から運賃収入等を減じて得た額として、予算の範囲内において市長が定めた額とする。なお、バス運行事業者の責めに帰すべき事情により路線バスの運行を休止したときの基本輸送原価は、当該運行ルートの基本輸送原価を当該事業年度の運行日数で除して得た額に当該休止日数を乗じて得た額を当該運行ルートの基本輸送原価から減じた額とする。

2 前項の基本輸送原価は、路線バスの運行に係る人件費、車両償却費、燃料費その他路線バスの運行に要する諸経費として、市長が認めた額とする。

3 基本輸送原価の内容に疑義又は変更の必要が生じた場合は、別に協議する。

(補助金交付決定の取消し)

第4条 市長は、バス運行事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定を取り消し、補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(3) 路線バスに係る補助事業の施行方法が不相当と認められたとき。

(4) 路線バスに係る補助事業を遂行する見込みがなくなったとき。

(書類の整備等)

第5条 バス運行事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

(調査等)

第6条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため、必要があるときは、バス運行事業者に対し、前条第1項の規定による帳簿及び証拠書類の提出を求めることができるとともに調査することができるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、印旛村路線バス運行事業補助金交付要綱(平成14年印旛村告示第4号)の規定によりなされた手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

小林駅、印西牧の原駅間乗合バス運行補助金交付要綱（平成21年6月24日告示第88号）

最終改正:

改正内容:平成21年6月24日告示第88号 [平成21年6月25日]

○小林駅、印西牧の原駅間乗合バス運行補助金交付要綱

平成21年6月24日告示第88号

小林駅、印西牧の原駅間乗合バス運行補助金交付要綱

（目的）

第1条 市長は、小林駅から印西牧の原駅及びその周辺区域までの区間における交通の利便性の向上を図るため、当該区間において乗り合いバスを運行する事業者（以下「事業者」という。）に対し、予算の範囲内において、印西市補助金等交付規則（昭和53年規則第6号）及びこの要綱に基づき補助金を交付する。

（定義）

第2条 この要綱において「乗り合いバスを運行する事業者」とは、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イの一般乗合旅客自動車運送事業を営業者をいう。

（補助金の交付及び額）

第3条 補助金は、平成21年6月24日現在の第1条に規定する区間における乗り合いバスの運行状況と比較して、便数の増加、路線の延長その他運行状況の拡充に伴い増加した事業（国、県その他の団体が補助金等の交付対象とする事業を除く。）に要した次に掲げる経費に対し交付する。

- (1) 乗務員の人件費に要する経費
- (2) 軽油等、燃料油脂に要する経費
- (3) 車両償却に要する経費
- (4) その他運行管理に要する経費のうち、市長が認めるもの

2 補助金の額は、補助金の交付対象年度における前項に規定する経費から当該増加した事業に係る運行収入その他の収入の額を控除した額を上限とする。

（補助金の返還等）

第4条 市長は、事業者が虚偽の申請その他不正行為をしたときは、既に行った交付の決定を取り消し、又は補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

（関係書類等の保管）

第5条 事業者は、補助金の算定の基礎となった書類等を補助金の交付決定を受けた年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

（補則）

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成21年6月25日から施行する。
